



平成 25 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 アクトコール
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広
(コード番号 : 6064 東証マザーズ)
問い合わせ先 専務取締役管理本部長 菊井聰
電 話 番 号 03-5312-2300

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 17 日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、以下の通り新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件は、当社グループの利益成長を加速させるにあたり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員における持続的な収益確保へのコミットメントをより一層強めることを目的に発行するものであります。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、会社法 237 条第 2 項及び 240 条第 1 項に基づき、取締役会の決議により募集事項の決定を行いました。

記

I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの中長期的な利益成長及び企業価値の向上を目指すにあたり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の貢献意欲や士気をより一層向上させることを目的に、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、業績目標の達成条件を付しており、将来の経常利益において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

1,320 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 132,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、7,500 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、発行する新株予約権の内容、及び市場データ等を考慮して、アメリカン・オプション価格算定モデルとして一般に用いられるているモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。（なお、新株予約権の目的となる株式の総数は、132,000 株が当初の上限となる。）

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,365 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の

処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 27 年 3 月 1 日から平成 32 年 9 月 1 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の平成 26 年 11 月期から平成 30 年 11 月期までのいずれかの決算期において経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が、下記（i）乃至（iii）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。
なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - （i）5 億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 20% まで
 - （ii）7 億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の 70% まで
 - （iii）10 億円を超過した場合、全ての本新株予約権
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 25 年 10 月 2 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年10月2日

9. 申込期日

平成25年9月27日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社及び当社子会社の取締役及び従業員	9名	1,320個
--------------------	----	--------

III. 支配株主との取引等に関する事項

本ストックオプションの発行は、その一部につきまして、割当を受ける当社取締役のうち1名が当社の議決権の過半数を保有しております、支配株主との取引等に該当しております。

1. 「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の適合状況

当社が平成25年2月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

なお、本ストックオプションの発行は、当該指針に基づき、当社取締役会において審議の上、独自に意思決定されたものであります。

支配株主との取引につきましては、一般的な取引条件と同等の適切な条件にすることとしております。

なお、今後、当社と支配株主との間に取引が発生する場合においては、取締役会にて取引の内容及び条件の妥当性を十分審議した上で決定することとし、少数株主の利益に反するがないよう適切に対応してまいります。

2. 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本ストックオプションは、社内で定められた規則及び手続に基づき発行されております。また、権利行使価額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、前記Ⅱ.「新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の付与の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

3. 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しないものからによる意見の概要

支配株主と利害関係のない社外監査役である宮崎忠監査役及び田部井修監査役（独立役員）より、以下の事由により公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が採られていることから、少数株主にとって不利益なものでないことについての意見を平成 25 年 9 月 17 日付にて得ております。

- ◆ 取締役の業務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- ◆ 本ストックオプションが、社内で定められた規則及び手続に基づき発行されていること。
- ◆ 権利行使価額をはじめとする発行内容及び条件の決定方法等を確認し、指摘すべき問題はなかったこと。

なお、上記 2 名の社外監査役は、平成 25 年 9 月 17 日開催の当社取締役会で本件にかかる議案について審議に参加し、当該議案に同意する旨並びに異議がない旨を表明しております。

以上